一七四二番　二十五号
一七四一番　二十六号
一七三九番　二十七号から三十一号まで
字宇井　一七三六番四
一七三六番四地先道路敷　三十四号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱三十六号と三十七号を結んだ線及び標柱三十六号と三十七号を昭和二十五年建設省告示第七百五十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
三重県熊野市井戸町　二三〇三番一　三十六号
字日浦　二三〇六番　三十七号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱三十八号から四十号までを順次結んだ線及び標柱三十八号と四十号を昭和二十五年建設省告示第七百五十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
三重県熊野市井戸町　二九〇九番　三十八号及び四十号
字日浦　二九〇五番一
ニ　次に掲げる土地に存する標柱四十一号から四十四号までを順次結んだ線及び標柱四十一号と四十四号を昭和二十五年建設省告示第七百五十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
三重県熊野市井戸町　二九〇一番一　四十一号及び四十二号
字コノ地　二八九九番　四十三号
二八九八番一地先畦畔敷　四十四号
ホ　次に掲げる土地に存する標柱四十五号から七十四号までを順次結んだ線及び標柱四十五号と七十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十五年建設省告示第七百五十九号で指定した土地の区域及び昭和五十二年建設省告示第五号で指定した同号十に掲げる土地の区域並びに昭和五十五年建設省告示第六百九十二号で指定した同号二十一に掲げる土地の区域を除く。）
三重県熊野市井戸町　二八八九番一　四十五号
字コノ地　二八六四番　四十六号
字久保　二八五三番五　四十七号

二八五三番一　四十八号
二八五一番五地先道路敷　四十九号
二八五一番三　五十号
二八四九番　五十一号
二八四八番　五十二号
二八四七番一　五十三号
二八四二番三　五十四号
二八九七番二　五十五号
二七〇四番　五十六号
二七〇四番一　五十七号
四一四五番　五十八号
二六九三番一　五十九号及び六十号
字瀬古地
字杉山
字坊作り　二五五七番一　六十一号
二五五六番一　六十二号
二五四七番　六十三号から六十五号まで
字弓場　二四一八番　六十六号及び七十号
二四一四番一　七十一号及び七十二号
二八九〇番五　七十三号
二八九〇番四　七十四号
へ　次に掲げる土地に存する標柱七十五号から八十一号までを順次結んだ線及び標柱七十五号と八十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十五年建設省告示第七百五十九号で指定した土地の区域を除く。）
三重県熊野市井戸町　二五二一番三　七十五号から七十九号まで
字芦谷　四一六一番二　八十号及び八十一号
二五二二番七地先道路敷　六十七号
二五二二番一地先道路敷　六十八号
字土地山　四二一〇番一　六十九号及び七十号
二（一）　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大和田川　六十一号
（二）　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を平成二十四年国土交通省告示第六百二十六号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県南牟婁郡紀宝町浅里　六十二号
字大和田　六八一番一　六十三号
六八九番　二号
六八六番　三号
六八〇番三　四号
六六一番　五号
三（一）　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ジャングの谷川　六十四号
（二）　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十四年国土交通省告示第六百二十六号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）
三重県南牟婁郡紀宝町高岡　六十五号
字蛇崩　二三三番　一号
二三三番二　二号
二四七番一　四号
字平野　二四五番　三号
四（一）　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
紺屋地谷　六十六号
（二）　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から昭和二十五年建設省告示第七百五十九号で指定した土地の境界線までの区間の紺屋地谷の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域（平成二十四年国土交通省告示第六百二十六号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）
三重県熊野市井戸町　六十七号
字弓場　二三一六番　一号
二三一五番二　二号
五（一）　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上大長田谷川　六十八号
（二）　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を昭和四十五年建設省告示第千二百三十四号で指定した同号二四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
三重県熊野市金山町　六十九号
字向イ方　一五二五番　一号
一五三四番二　二号
字市谷　一一〇一番　三号
一〇九九番二　四号
一〇九七番三　五号
一〇八九番　六号
一一〇七番一　七号
一一一〇番　八号

六（一）　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大馬谷川支川　七十号
（二）　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の大馬谷川支川の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域（昭和三十九年建設省告示第十号で指定した土地の区域及び平成二十四年国土交通省告示第六百二十六号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
三重県熊野市井戸町　七十一号
字大馬谷　二一六九番二　一号
二一六二番二　二号
字荷上り　二二六七番一　三号
一八〇九番一　四号
七（一）　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
評議川　七十二号
（二）　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
三重県熊野市井戸町　七十三号
字大馬谷　二〇五五番一　一号
二〇七八番二　二号
二〇七三番　三号
二一五四番二　四号
二〇五二番　十四号
字小鷺　二一四一番一　五号
字朴ノ木平　二〇九五番二　六号
二〇九三番　七号
二一三四番　八号
二一三三番　九号
二一〇一番　十号
四五四三番　十一号
二〇七九番　十三号
四五四八番　十二号
字倉ノ谷　七十四号
八（一）　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
里地谷　七十五号
（二）　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を平成二十四年国土交通省告示第六百二十六号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
三重県南牟婁郡紀宝町神内　七十六号
字船谷　二一一二番　一号
二一三二番　二号
字後地　一四二七番二　三号